# 第9回 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議 会議録

# (司会)

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます健康福祉部障害者福祉推進課共生社会推進室長の対馬と申します。よろしくお願いします。会議に先立ち、資料の確認をさせていただきます。次第の裏面に、配布資料一覧がございますので、併せてご覧ください。

本日、お配りいたしましたのは、次第・委員名簿・出席者名簿・座席表、そして県からお配りしました資料には、右上に資料番号が振ってあります。資料1・資料2・資料3・資料4・資料5でございます。

また委員団体様から頂きました資料につきましては、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会様から、〜授業で使える〜福祉教育プログラム集(障害編)、千葉県中小企業家同友会様から、株式会社協同工芸社「障がい者雇用の取り組みについて」、千葉県歯科医師会様から平成30年度心身障害児(者)歯科保健巡回診療指導事業、千葉県タクシー協会様からUDタクシー車両交通圏別導入状況とユニバーサルドライバー研修、日本放送協会千葉放送局様からパラスポーツフェスタちば、千葉県商工会議所連合会様から「みんなで応援!千葉県経済団体協議会」の取組と、みんなで応援!千葉県経済団体協議会活動の手引き。

その他といたしまして、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会 議運営要綱、障害者条例のパンフレット。以上でございます。不足している資料がござい ましたら、お知らせください。

なお、本日の会議につきましては、県広報番組の撮影として、千葉テレビ放送が撮影しますので、御了承願います。

続いて、委員の皆様におかれましては、平成30年4月1日より2年間の任期でお願い しているところですが、御紹介については、お手元にお配りした委員名簿をもってかえさ せていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、ただいまから、第9回障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議を開会いたします。

はじめに、千葉県知事 森田健作より御挨拶を申し上げます。

#### (森田知事)

本日はお忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から県行政に対し、様々な分野で御協力をいただき、心からお 礼申し上げます。

この会議は、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、 障害のある人に対する差別をなくし、理解を広げるための取組を協議し、官民協働で進め ていく場として設置されました。これまでに、会議での議論を踏まえ、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を策定するなど、具体的な成果も生まれており、今後も、各種施策を着実に進めてまいりたいと考えております。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催まで1年を切り、8競技が開催される本県では、障害者スポーツや文化・芸術活動の振興など、障害のある人への取組をより一層推進しているところです。本日の会議では、本県の取組として、「共に楽しむ!パラスポーツの『輪』プロジェクト」等について御紹介させていただきます。

その後、委員の皆様の団体における取組の状況などについて御発言を賜(たまわ)ります。 本会議を通して、障害のある人とない人が一体となってどのような取組ができるのか、議 論を深めていただければと思います。

結びに、本日の会議で、皆様方から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、 あいさつといたします。

# (司会)

大変恐縮ではございますが、森田知事におきましては、公務の都合で退席とさせていた だきます。

さて、本会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができませんが、委員 33 名中、現時点で23名の出席をいただいておりますので、本会議は成立していることを御報告申し上げます。

それでは議事に入ります。座長は、知事が務めることとなっておりますが、本日は公務のためその任に当たることができません。なお、副座長は、知事より石田委員が選任を受けておりますので、議事の進行は、副座長の石田委員にお願いいたします。

#### (石田副座長)

石田でございます。よろしくお願いいたします。本日の議題はお手元の次第にあるとおりでございます。議事は1、2、3と3つございます。一番メインのところは、3の部分でございます。1、2につきましては状況報告ということで事務局より報告等承りますけれども、委員の皆様からは、ぜひこの議事3のところで様々な御意見を賜りたいと考えております。よろしくお願いいたします。会議後半は時間があれば委員の皆様に御意見頂いて、その時に議事1、2についても御意見を賜れればと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事1「障害者差別解消法に係る県の取組状況について」、事務局から御説明 よろしくお願いいたします。

# 議題1「障害者差別解消法に係る県の取組状況について」

(事務局)

「資料1 障害者差別解消法に係る県の取組状況」をご覧ください。

初めに、障害者差別解消支援地域協議会でございます。平成28年に施行された障害者差別解消法におきましては、地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的・円滑に行うため、関係機関で構成された障害者差別解消支援地域協議会を組織することとされております。県では、第1回目の協議会を平成28年6月29日に開催し、直近においては、第4回の協議会を、平成30年11月5日に開催したところでございます。

次に、「2 職員対応要領の策定・運用」でございます。障害者差別解消法におきましては、行政機関等における障害を理由とする不利益取り扱いの禁止や、合理的配慮の提供義務が規定され、職員の対応要領を策定するよう努めることとされております。県の機関では、知事部局、教育委員会、県警察本部、企業局の4機関で策定しております。次のページの上段をご覧ください。市町村の策定状況ですが、43市町が策定済の状況でございます。また、このほかに、県では、職員向けの研修として、新規採用職員研修等において、不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供等、障害者差別解消法等の研修を行っております。この他に、外部研修への講師派遣や、広報啓発資料作成、県民の日などにおけるイベントの実施などにより、広報啓発活動を実施しているところでもございます。

次に、3ページをご覧ください。

平成30年度の相談件数について、でございます。本県では、平成28年の障害者差別解消法施行に先立ち、平成18年に障害者条例を制定し、平成19年から相談対応を実施してまいりました。平成28年の障害者差別解消法施行からは、市町村においても相談窓口を設けたことから、県における障害者条例による相談事例の蓄積や経験を活かし、条例に基づく広域専門指導員等が市町村に対する助言等のバックアップ機能を果たしながら、市町村と協力し、相談対応にあたっているところでございます。

平成30年度の県内における相談件数ですが、「1 県対応事案と市町村対応事案」の表 をご覧ください。県全体合計で135件でございます。

この135件を、相談分野別でみたものが「2 相談分野別件数」の表でございます。 1番件数の多い分野は「建物・交通機関」で27件、2番目は「福祉サービス」と「その 他」で21件でございます。また、135件を障害種別でみたものが、次の「3 障害種 別ごとの取扱件数」の表でございます。1番多い種別は「精神障害」で47件、2番目は 「肢体不自由」で25件でございます。

続きまして、「資料2」をご覧ください。1枚紙で、グラフが掲載されている資料でございます。まず、障害者条例による相談件数の推移でございますが、下の棒グラフをご覧ください。平成19年度は295件、平成30年度は92件となっており、全体的に減少傾向にあります。次に、裏面をご覧ください。上のグラフ、「障害種別の相談割合の推移」で

ございますが、精神障害のある方(灰色の線)、発達障害のある方(黄色の線)、これらの障害のある方からの相談が、増加傾向にあります。次に下のグラフ「相談分野別の相談割合の推移」でございますが、「その他(点線、「友人等から差別的な言動を受けた等」)」が総体的に多くなっている状況にあり、また、「建物・交通機関(緑色の線)」の割合が、微増でありますが、増加傾向にあります。

以上で、「障害者差別解消法に係る県の取組状況」のご説明を終わります。

#### (植野委員)

一つ教えていただきたいことがあります。資料1の2ページ目になります。広報啓発に 関する記述がありますが、広域専門指導員等の活動という文言があります。これは、障害 者差別解消法の資料となっておりますが、条例も含めた状況報告として理解してよろしい のでしょうか。

# (事務局)

御質問のとおり、条例に伴う数字でございます。

## (植野委員)

資料に障害者差別解消法「等」と入れたほうが良かったかもしれません。意見です。

# 議題2「推進会議の取組課題の進捗状況について」

#### (石田副座長)

それでは、議事2「推進会議の取組課題の進捗状況について」、事務局から御説明よろしくお願いいたします。

#### (事務局)

それでは、議題(2)「推進会議の取組課題の進捗状況」について、ご説明させていただきます。「資料3 推進会議の取組課題(平成21年11月24日決定)の進捗状況」をご覧ください。資料3につきましては、「資料4の推進会議の取組課題(平成21年11月24日決定)の進捗状況(冊子)」を要約し、掲載したものです。本来は、詳細版の「資料4」によりご説明するところですが、本日は時間の関係から、「資料3」によりご説明させていただきますので、ご了承願います。なお、「推進会議の取組課題」につきましては、推進会議運営要綱第6条の規定により、県の審議会である「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」から建議されたものを、本推進会議で協議するものとされております。

それでは、「資料3」をご説明いたします。まず初めに、「課題1 コミュニケーションに 障害のある人に対する情報提供の配慮」でございますが、この進捗状況は『「障害のある人 に対する情報保障のためのガイドライン」を策定し、県職員に求められる配慮指針を示す とともに、市町村等にも協力を依頼している』という状況でございます。

次に、「課題2 障害者用駐車場スペースの適正な利用」でございますが、この進捗状況は『駐車場利用者に対する利用マナー向上の啓発実施とともに、効果的な対策事例をまとめた「対策事例集」を作成し、施設管理者へ配布したこと、及び、内部障害等外見から障害者用駐車場を必要としていることがわかりにくい人のためのヘルプマーク等の普及・啓発を行っている。』という状況でございます。

次に、「課題3 病院や飲食店等における身体障害者補助犬 (盲導犬、介助犬、聴導犬) の受入れ」でございますが、この進捗状況は『「ほじょ犬ステッカー」やポスター等により 啓発・普及を図り、補助犬の受け入れ促進を図っている。』という状況でございます。

次に、「課題4 預金の引き出し等を行う際の金融機関の配慮」でございますが、この進 捗状況は『視覚障害者団体の代表と県内3銀行の話合いにより、行員が代筆できる書類の 範囲、代筆の手続き、手数料を、整理し、視覚障害のある人の利便性向上が図られ、これ が全国的に波及した。』という状況でございます。

次に、「課題5 障害の状況に応じた職場での配慮」でございますが、この進捗状況は『平成28年4月の障害者雇用促進法の一部改正による障害者に対する差別禁止等に係る規定・ 指針の施行、及び、障害者雇用経験の無い企業等を対象にした見学会や説明会等を委託に より実施している。』という状況でございます。

次に、「課題6 障害のある人が使えるトイレの設置推進」でございますが、この進捗状況は『千葉県ホームページの「ちばバリアフリーマップ」にオストメイト対応トイレの情報掲載、及び、千葉県福祉のまちづくり条例で、車椅子使用者の円滑利用できるトイレの基準を定め、不特定多数利用の施設等での整備を求めている。』という状況でございます。

次に、「課題7 障害のある人に対する不動産の賃貸」でございますが、この進捗状況は 『平成29年10月の法改正により、「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録 制度」等が創設されたこと、及び、千葉県あんしん賃貸支援事業の制度を見直し、障害者 世帯等の入居をサポートする「協力店」と「支援団体」の登録・登録情報の提供を行って いる。』という状況でございます。

次に、「課題8 店舗での買い物と移動の介助」でございますが、この進捗状況は『障害者差別解消法施行により、不当な差別的取扱いの禁止等法の趣旨について、民間事業者団体等に周知を行っていること、及び、移動困難な視覚障害者等に対する同行援護、移動支援事業を行っている。』という状況でございます。

次に、「課題9 音響式信号機の音声誘導ルール」でございますが、この進捗状況は『音声誘導基準の変更は、視覚障害者の一時的混乱を招くことや、新たな環境への適応負担が大きく、事故の懸念があるため、全国統一の動向を見ながら慎重に検討している。』という状況でございます。

次に、「課題10 保育所等における障害児への配慮」でございますが、この進捗状況は 『平成24年の児童福祉法改正による「保育所等訪問支援」の創設により、指定事業所の 保育所等訪問による障害のある子どもへの専門的な支援を行っている。』という状況でご ざいます。

次に、「課題11 学校における発達障害、知的障害のある子に対する教育上の配慮」で ございますが、この進捗状況は『市町村教育委員会への働きかけにより、公立幼稚園、小・ 中学校等で2,362 人の特別支援教育支援員が配置され、県立高等学校にも配置しているこ と、及び、「合理的配慮事例集」を作成し、各学校へ配付した。』という状況でございます。

次に、「課題12 サービス提供に当たっての安全確保」でございますが、この進捗状況は『障害種別・程度の個人差等を考慮し、サービス提供事業者に、利用者安全確保の観点から合理的なルールづくりの推進を呼び掛けている。』という状況でございます。

最後に、「課題13 建物等のバリアフリー化の推進」でございますが、この進捗状況は 『千葉県福祉のまちづくり条例施行規則で整備基準を定め障害者等が安全・快適に利用で きる施設等の整備を促進していること、及び、まちづくり条例により、不特定・多数の者 が利用する一定の施設への整備基準適合確認と不適合計画に対する指導助言を行っている こと等』という状況でございます。

なお、本日、議題とさせていただきました「13の取組課題」につきましては、本推進会議の協議を踏まえ、今後、施策等の審議をいただく「調整委員会」に報告の上、調整委員会において、課題の整理・見直しについて、議論していただく予定であることを申し添えます。

以上で、「推進会議の取組課題の進捗状況」の説明を終わります。

# (竹蓋委員)

ただいま御説明のありました課題 11、学校における発達障害・知的障害に対する教育上の配慮について、質問させてください。市町村の教育委員会において、学校における対応要領が作成されていると思います。先ほど資料 1 で市町村の場合は 43 市町村ですでに策定されているということですが、教育委員会で作成したものがどのくらいあるのか、教えていただきたいと思います。また、ホームページ等での公表の状況についても教えていただきたい。

#### (事務局)

県の機関では教育委員会が対応要領を策定しておりますが、ただ市町村におきましては 申し訳ありませんが、把握できておりません。確認の上、後日回答させていただきます。

# 議題3「障害のある人へのやさしい取組 ~オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした障害のある人への取組~」

# (石田副座長)

議題3に移らせていただきます。まず千葉県の取組として事務局より説明があります。 その後、皆様の次第にありますとおり構成団体の発表がございます。皆様から御意見等頂 きますのは、構成団体の発表の後とさせていただきます。よろしくお願いします。

# (事務局)

と考えております。

それでは、議題(3)の「千葉県の取組」についてですが、その前に、今回、委員団体の皆様から「障害のある人への取組」の発表に、ご協力いただきましたことについて、ここで、お礼を申し上げさせていただきます。

それでは、お手元の「資料 5 ①千葉県の取組 東京 2 0 2 0 大会を契機とした障害者 スポーツ・芸術活動の振興 ~共に楽しむ!パラスポーツの『輪』プロジェクト~」を御覧ください。

県では、これまでも障害のある人がスポーツや芸術活動に親しむことができるよう、スポーツ大会や作品展を開催するとともに、県民の皆さまも参加できる障害者スポーツの体験会の開催や指導者の育成などに努めてまいりました。このような様々な取り組みは、現在も行っているところではございますが、東京2020大会を間近に控えた、令和元年度には、新たな取組も含め、「オールちば」で共通の認識を持ち、障害のある人のスポーツ、芸術活動の振興を図ることができるよう、一つのプロジェクトとして振興していきたいと考えております。それが、資料の題目にあります「共に楽しむ!パラスポの『輪』プロジェクト」でございます。表紙をおめくりいただき、カラー刷りのページをご覧ください。東京2020大会のコンセプトの一つとして、「多様性と調和」が掲げられています。これは、人種や性別、障害の有無などのあらゆる面での違いを認め合える、「インクルーシブ」な社会を創造することが期待されているということです。現在、東京2020大会を契機に、県民の皆さまの障害者スポーツ・芸術への興味関心も高まっており、県民や企業・

また、このプロジェクトは、4つのキーワードを意識して「共に楽しみ」ながら、進めていきたいと思います。1つ目が、障害のある人や企業、教育など関係者が企画段階から「参画」するということ。2つ目が、プロジェクトを通した出会いや次世代への継承などによる「つながる」ということ。3つ目が、ボランティアとの共同の取組や障害の理解などによる「最高のおもてなし」。4つ目が、パラスポーツの観戦やプロジェクトの参加を通した「感動と共感」です。

大学の皆様などによる、連携した取組も進んでいるところです。この機会を捉え、この連携した取組の『輪』をさらに広げ、障害者スポーツ・芸術の振興を図る体制をつくることで、大会後もこの『輪』を継続し、無形のレガシーとして、共生社会の実現を目指したい

これらを達成するための施策の柱として、5つの柱を設けて取り組むこととしています。 これは黄色の枠内の5つのものです。

次のページをご覧ください。このプロジェクトの取組内容を記載しております。取組名の横には「新規」「継続」の別があり、「新規」は令和元年度からの取組を示しております。 また、それぞれの取組に先ほどの施策の柱に関連する番号を記載しております。

主なものを説明させていただきます。まず、(1)の「パラ「旅」応援事業」ですが、これは、見に行きたいと思っても行くことが困難な障害のある人のパラスポーツ大会の観戦を学生ボランティアと共に支援することで、観戦の実現を図ることとしております。観戦を支援するだけでなく、キーワードのとおり、学生などの「参画」、ボランティアによる「おもてなし」、障害のある人との「つながり」、観戦などを通した「感動と共感」、を生むことができると考えております。

- (3) のパラスポーツフェスタちば2019では、企業や大学、特別支援学校等のさまざまな方たちに参加いただき、パラスポーツを通した交流を図っていただきたいと考えており、参加者間による新たな企画など「つながり」をもっていただきたいと思います。今年度は8月31日(土)に千葉市の千葉ポートアリーナで開催いたします。NHK千葉放送局さんとの共催で、「みんなで応援!千葉県経済団体協議会」さんにも、ご協力いただいております。当日は、障害者スポーツによる対抗戦やパラスポーツ7競技の体験会等を御用意しております。
- (4) パラスポの『輪』フォーラムでは、このプロジェクトの情報発信と、プロジェクト参加者の拡大を図っていきたいと思っております。当日は、プロジェクトの情報発信の他、パラアスリートによる基調講演や、福祉・企業の関係者や学制によるパネルディスカッションを行います。また、会場内にはパラスポーツの体験ブースや、障害者スポーツに係る取組みの紹介ブースなども設置いたしますので、是非御参加ください。

少し飛びまして、最後のページになりますが、(11)の仮称、障害者アートネットワークの組織化と拠点の創設では、「障害者芸術文化活動支援センター」を設置することで、県内のネットワークを築き、大会を契機とした芸術活動を振興していきたいと考えております。

時間の関係上、全ての取組を説明することができませんが、これらの取組については、 先にご説明申し上げましたとおり、行政だけではなく、関係機関が『輪』となって進めて いきたいと考えております。事業を進めていくにあたり、御相談や御参加のお願いをさせ ていただくことがあるかと思いますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたしま す。以上で、「千葉県の取組」のご説明を終わります。

#### (石田副座長)

それでは次に、推進会議構成団体による取組について、最初に千葉県社会福祉協議会の 川上様よりご説明をよろしくお願いします。

# (川上氏)

千葉県社会福祉協議会の川上です。資料は緑色の福祉教育プログラム集障害編というものでございます。社会福祉協議会では昭和52年度から福祉教育を進めているところですが、今般の障害者差別解消法が施行されたことを踏まえまして、障害者差別解消法を切り口に新たな福祉教育の普及ができないかということで、検討を進めて参りました。資料の4ページ、5ページをご覧いただけますでしょうか。この冊子は小学校5年生程度を対象にしまして、学校の先生が、5年生の子供たちを対象にどのように授業をしていったらいいかというような学習指導要領も兼ねたような形でプログラムを作っております。

大きく3つのバージョンに分かれておりまして、一つ目は分かち合いプログラムということで、まず自分も他人も色々な考え方があって、それでよいということを分かってもらうということです。全てが同じという人間はいない、違いがあるというのが当然だということを分かっていただく、子どもたちに理解してもらうということをアプローチするためのプログラムです。

次に障害編としまして、様々な障害の種別があるわけですが、疑似体験を通して色々な 障害のある人の感覚や気持ちを理解する、どういうことで困っているのか等について考え ていただくというプログラムになっております。

最後に交流体験編という形で、特別支援学校等に子供たちに行っていただいて、障害のある人と一緒に交流していただくというプログラムになっております。これらのプログラムを通して、子供たちが障害があるということをどう感じるのか、それをお互いに話し合ってもらって、どういうことを感じたのか、どうすれば障害のある人と共に暮らしていくことができるのかということを話し合ってもらおうというための資料でございます。

これは2年間かけて、今年の3月に出来上がりました。これを県内の学校、社会福祉協議会等広く配布しております。ぜひ小学校の授業で活用していただき、障害について子どものうちから、色々な関心を持っていただく、理解をしていただく、そして話し合っていただくということを推進していただくためのプログラムです。以上です。

# (石田副座長)

有難うございます。

それでは次に、千葉県中小企業家同友会の箕輪委員よりご説明をよろしくお願いします。

#### (箕輪委員)

まず、千葉県中小企業家同友会はどのような団体かを説明します。県内1500社が入っており、障害者問題委員会というものがあります。これは障害者雇用について取り組んでいる唯一の委員会になります。今度、委員会の名前を「障害者雇用と多様な働き方を考える委員会」に変更する予定です。

構成メンバーとしては企業経営者や雇用担当者、特別支援学校の先生、市町村担当者、 就労支援関係の方々に来ていただいております。中小企業の雇用の問題を中心に話をして いきたいと思いますが、やはり中小企業には採用の難しさというものがあります。そもそもの問題として、社長に障害者雇用に関しての意識が無いということが挙げられます。「うちの業種は特別だ」とか「無理だ」という発言も多いというのが現状です。従業員100名以上の会社では法定雇用率を満たしていないと罰金となるが、100名を超えてはじめて、「このままではまずい」となる会社もあります。費用対効果で考えてしまったら、そもそもできなくなってしまいますし。あまり関心がないということが我々の課題です。次に、社長が意識を持ったとしても、課題は従業員です。社長が障害者雇用に積極的になったとしても、一緒に働くのは従業員です。そして、従業員が嫌がるケースが正直あります。その部分をどう変えていくのかというのも課題です。また、支援制度に関しては各市町村が取り組んでおりますが、企業経営者がその制度を知らない場合がほとんどです。就労支援A型、B型ありますが、知らない人も多い。しかし実際には、就労支援A型、B型の方も中小企業家同友会に仕事を求めて来ていただいている方もいらっしゃいます。

昨今は状況が変わっています。やはり多くの企業が人手不足で悩んでいます。根本の問 題ですが、企業の最大の役割は雇用と納税です。しかし、会社に体力が無いと障害者雇用 は難しいのも事実です。ここで当社のことを話させていただきます。当社は協同工芸社と いう看板を作っている会社です。社員数が90名ほどの中小企業です。平均年齢が30歳 と若い会社でもあります。創業50年程です。当社も初めは障害者雇用について全く知識 が無く、とても苦戦しました。実は私の6歳の子供に障害があり、知的A1と身体障害者 手帳を持っています。障害者の親である私でもそのレベルです。また、社員のアレルギー が最初はありました。社員のなかには教育学部出身の人もいて、教育実習で経験した大変 さから、色々と言われたこともありました。しかし、実際に特別支援学校から雇用する場 合、2週間のインターンシップを2、3回行います。これが大きかったです。少しずつ社 員の気持ちに変化がありました。当社で障害者を雇用した場合、最低時給が条件だと聞い ておりましたが、最低時給では生活が難しいだろうなと思い、千葉県の高卒の平均初任給 が16万円だったので、その金額で雇うことにしました。大事なことは生活の自立をして もらいたいというのがありますし、雇用することがゴールではないので、法定雇用率の為 だけに雇うというのが嫌だったというのもあります。人生に目標を持ってほしいし、戦力 になってほしいという気持ちもありました。

来年も一人新卒で入社する予定です。特別養護施設というから支援学校に通っている学習障害のある生徒で、グループホームから職場に通う予定とのことです。ただ、グループホームとなると我々の世界を超えてきます。そこにどこまで行政が絡んでもらえるのかとか、同友会の障害者委員会で先生沢山参加して下っていたので、色々と聞きましたけれども、正直採用やインターンシップに慣れている当社でさえ戸惑っているので、他の中小企業でどこまで対応できるのかなと思います。再来年もインターンシップ来ている人もいて、雇用しようと考えています。嬉しかったのは、その方のお母様からメールを頂きました。メールの内容はこのようなものでした。「昨年の実習先では環境が合わず、毎日泣きながら帰ってきました。今年も心配でしたが、協同工芸社様での実習はとても楽しかったようで、

帰宅後もずっと実習の話をしていました。皆さんが親切に教えてくれて、今すぐにでも学校を辞めて、働きたいくらいと言っておりました。まだ2年生なのですぐにとはいきませんが、ご縁がありましたらぜひお願いします。」

一番大切であったことは、社員の気持ちが変わったことです。費用対効果より大きいことだったと感じています。私たちは社員教育というのが大事なポイントとなります。利益が上がるというのも大事ではございますが、それ以上に心の教育が大切ですので、そのような意味では大きな効果をもたらしてくれました。

同友会の活動に戻りますが、10月には中小企業の採用担当者を集めて、勉強会を開こうと思っています。11月には幕張メッセで、中小企業が一番障害者雇用をする際に難しいのは0を1にするときです。そこで、0を1にして上手くった企業に説明をしていただくようなことも企画しております。去年は佐倉市で三者懇談会をしています。企業と親と学校の先生ですね。これは今年も行われる予定です。また来年1月には船橋でも三者懇談会を予定しております。

障害者雇用といいますのは、親も大きく関ります。大切なことは企業と親の接点です。 その間に学校が入ることも大事です。マニュアルや冊子も大切だが、それ以上に対話する ことが大事だと思っています。障害者雇用を成功させた業績のよい中小企業が、成功例を 伝えていくことも重要です。そこで自分もやってみようと企業側も動かないと障害者雇用 は進まないですから、そのような取組を推進するために私たちの団体は動いています。

#### (石田副座長)

有難うございました。

それでは次に、千葉県歯科医師会の荒木委員よろしくお願いします。

# (荒木委員)

千葉県歯科医師会の荒木と申します。よろしくお願いします。

千葉県歯科医師会は資料にありますよう、障害者のために千葉県から2つの委託事業を 受けております。心身障害児者歯科保健巡回診療指導事業、通称ビーバー号事業と言いま す。もうひとつは摂食嚥下指導事業です。

まずビーバー号事業では、障害者施設に資料にあります写真のビーバー号でお伺いして、検診、口腔ケア指導、お口の健康教室を施設職員、保護者、利用者さんへ行っております。 去年71回、85施設に伺い、検診人数は2048人、健康教室は1264人、予防措置としてフッ化物塗付を1197人に行いました。今まで歯科院に行けなかった利用者さんが、ビーバー号をきっかけに通えるようになったとも報告を受けております。また、検診だけではなく、障害児者が地域で診療が受けられるよう歯科診療所を増やすため、歯科医師会会員に向けての研修会や事業改革も行っております。もうひとつ、出動している実感として利用者さんの口腔機能の低下があります。障害のある方はどうしても口を動かす機会がどうしても少なくなる方が多く、機能低下のスピードが健常者よりも早く、誤飲によ る肺炎や窒息による危険性が懸念されております。今後は口腔の機能にも着目した事業を 進めていきたいと考えております。

次に摂食嚥下指導事業では、摂食嚥下リハビリテーションのできる歯科医師、関係職種の人材育成、啓発を行っております。施設に赴いて実際に利用者さんに摂食嚥下指導事業を行っていますが、食べる機能の向上、育成及び食環境整備など、窒息事故防止を目指しております。また、実務研修により歯科医師、関係職種の研鑽の場としての意義もあります。去年は県内の3施設で合計12回の指導を行い、個別指導を37人、集団指導を272人に受けていただきました。また、基礎研修会として各地で研修も行っております。千葉市にある歯科医師会では摂食嚥下に関する知識の普及を目指して、基礎的な研修会を地域に出向いて行っております。日頃、遠方で研修会に参加できない方にも参加していただき、知識の普及だけではなく関係職種の連携の構築に貢献し、障害者における摂食嚥下指導の地域包括支援システムの構築に繋げられるようにしております。今後とも皆様の御協力をいただきながら、障害者が地域で当たり前に生活するために必要な歯科支援を広げていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。以上です。

# (石田副座長)

有難うございました。

それでは次に、千葉県タクシー協会の土屋様よろしくお願いします。

#### (土屋氏)

千葉県タクシー協会専務理事の土屋です。本日ご臨席の委員の皆様におかれましては、 平素より千葉県タクシー協会の事業の運営に格別の御理解御協力を賜っておりますことに 対しまして厚くお礼申し上げます。障害のある人への優しい取組としまして、一つ目はハ ード面としてのユニバーサルデザイン車両の導入について、2つ目といたしまして、ソフ ト面としてユニバーサルドライバー研修の実施につきまして、簡単にご説明をさせていた だきます。千葉県タクシー協会説明資料1をご覧ください。ユニバーサルタクシーにおき ましては、体に障害をお持ちの方だけでなく、高齢者や妊産婦、子供連れの人たち等が利 用できる福祉タクシーとなっておりまして、国のユニバーサルタクシー認定基準に基づい て認定された車両でございます。この資料の3ページ目、4ページ目にありますが、現在 日本で認定されております車両が、トヨタのジャパンタクシーと、日産のNV200バネ ット、その他日産セレナを含めました3車種であり、これらが現在町中を運行しておりま す。また、千葉県タクシー協会に所属しております会員事業者におきましては、ユニバー サルデザイン車両を本年6月末現在で351両導入してございますが、来年2020年東 京オリンピック・パラリンピックまでには、これを500台までに増やすことを目標に努 力して参る所存です。なお、このユニバーサルデザイン車両の導入にあたりましては国の 補助制度とともに、千葉県におきましてユニバーサルデザインタクシーをはじめとする福 祉タクシーの導入を促進するために、千葉県独自の施策としまして、経費を助成する千葉 県福祉タクシー導入促進事業費補助金の制度を平成29年6月に創設していただきまして、 福祉タクシーの導入が飛躍的に前進することができました。このことに対しまして、県御 当局に厚くお礼申し上げます。

次にソフト面として、ユニバーサルドライバー研修について御説明させていただきます。お手元の資料2をご覧ください。千葉県タクシー協会におきましては、ユニバーサルデザインタクシーの導入を進めるとともに、それらの車を運転する運転者に対しまして、バリアフリー教育研修を実施しまして、高齢者や障害者の多様なニーズや特性の利害、お客様との円滑なコミュニケーションの確保などの、ユニバーサルドライバー研修を実施しております。この研修につきましては、タクシーとユニバーサル社会、お客様とのコミュニケーション、お客様の理解と接遇・介助方法、車椅子の取扱い方と乗車公社の実技演習など、基本的な事項につきまして、一日7時間の研修を行うものです。具体的な研修内容につきましては、資料にありますとおり盛り沢山の内容となっております。次に資料の3枚目ですが、千葉県におきましては平成24年度より当該ユニバーサルドライバー研修を実施しておりまして、これまでに2,187名が受講を終了している状況です。ちなみに本県のタクシー運転者数が9,129名でございますので、約4分の1のドライバーが受講した計算ですが、千葉県タクシー協会としましてはドライバー全員が研修を受講できますよう今後とも会員の理解と協力を頂きながら、推進していきたいと考えております。以上です。

# (石田副座長)

有難うございました。

それでは次に、日本放送協会千葉放送局の梶原委員よろしくお願いします。

#### (梶原委員)

本日はテーマとして、オリパラの開催を契機とした障害のある人への取組ということで、それによって世の中をどのように変えていくお手伝いができるかということでNHKも取り組んでいるところです。すでに番組をご覧いただいている方は自然な形で、その存在を御存じかと思いますが、NHKパラリンピック放送リポーターという形で、障害のある方にオーディションを行って、3名の方を採用し、2017年から番組に出演しています。それぞれ聴覚障害の方、脳性麻痺で電動車椅子に乗っている方、左の上肢の機能障害の方です。そのような方が2018年3月の平昌パラで現地から中継したりと色々なことをしておりますが、オリパラ関連だけではなくその他の番組にもすでに出演しています。普通の出演者という形で、普通のリポートをして、それが段々と共生社会を実現することに自然になっていく力になればいいなと考え、取り組んでいるところでございます。

2020年のパラリンピックでは、どなたにでも楽しんでいただくために、どのようなサービスができるのかということを御紹介したいところなのですが、まだ発表されていないものですので、今までのリオパラリンピックでさせていただいたこと、平昌のときはオリンピック・パラリンピック双方でさせていただきましたこと、それからNHKの技術研

究所の取組について紹介させていただきながら、2020年にはどのようなサービスをさせていただけそうかということをイメージしていただければと思います。それぞれ簡単に説明させていただきます。

まず、リオパラリンピックの時ですが、2016年の9月からということで、その時初 めてNHKでユニバーサル放送というものを始めました。初めての取組であり、このよう なものがユニバーサル放送ですといった定型化されたものもなく、健常者の方がご覧にな って楽しめて、障害のある方も楽しめてということで、よくユニバーサルデザインという ものがあると思いますが、それを放送に当てはめたらそのようなものではないかというこ とで取り組んだものでございます。あらゆる情報の受け手が、同時に情報を受け止めると いうことを目指しているものです。中身としましては、パラリンピックの開会中に、競技 結果等をその日の翌日の夜8時からEテレで、まとめ放送という形で45分間、9月9日 から20日まで放送しました。スタジオの出演者は全て手話で対応し、言葉も発話し、ス タジオや競技場の映像には字幕もありました。また、視覚障害の方には競技がイメージし やすいように分かりやすい解説放送をするという形で取り組みました。難しかったのが、 パラリンピックでないと使わないような用語、例えば「ゴールボール」や「ボッチャ」で すとか、普段の手話に無い、あるいは複数の手話があるものをどう伝えたら分かりやすい かということです。手話涌訳者の方や出演者の方がどう表現するか事前に協議し、それを 踏まえて番組でお伝えしました。番組に加えて、NHKで放送している手話ニュースでパ ラリンピックを紹介する際にも、その手話を使ってお伝えしました。それが初めての取組 でしたので、放送期間中でも改善していければということで、視覚障害・聴覚障害の方そ れぞれに番組のモニターをお願いしまして、毎日御意見をいただきながら、取り組んでお りました。

次に平昌のときは、オリンピック・パラリンピック両方でユニバーサル放送をいたしました。オリンピックは開会中に2回、開催期間中の日曜日の夕方に総合テレビで、大会結果をまとめるような形で放送しました。パラリンピックにつきましては、開期中、毎日朝9時30分から総合テレビで放送しました。ユニバーサル放送のポイントとしましては、視覚障害の方向けに映像の詳しい解説があるということ、聴覚障害の方向けにぴったりと映像に合っている気持ちのいい字幕があるといことと、手話で会話しているということです。

他にもNHKでは様々な福祉の番組を放送しておりまして、「バリバラ」という番組をE テレで木曜の夜8時から放送しております。その中で平昌オリンピック・パラリンピック の後に、もっと楽しむためにはどうしたらいいか考えるという企画がございました。意見 として出てきたのが、視覚障害の方から「日本中がフィギュアスケートで盛り上がってい たが、自分にとっては音楽が流れているだけだ。」というものでした。確かにそれはその通 りだなと思いました。ご覧になれない方にとっては音楽が流れているだけだと。では、ど のような解説をつけていけばよいかということを番組の中で考えるという取組をしました。 その中ではベテランのアナウンサーがフィギュアを見ながら解説をし、それを実際に視覚 障害の方がお聞きになって、分かりづらい部分を指摘するというものでした。

その放送をしたことによって、何かがすぐに変わるというものではないですが、視覚障害の方には最初からご覧になれない方や途中からご覧になれない方など様々な方がいらっしゃるが、そのような方々にどのように放送したら分かりやすいのだろうという、技術向上の視点として今後も活かしていければと考えています。

最後に、技術研究所について説明させていただきます。説明する内容には2020年のみならず、その先の将来に向けての取組も含まれております。NHKには放送技術研究所という組織がありまして、例えば高音質・高画質であったりとか、様々な研究をしておりユニバーサル放送についても研究しております。私どもの部内ではスマートプロダクションと呼称しているものですが、ユニバーサルサービスの基になるような技術を考えていくものです。それは障害のある方や外国人を含むあらゆる視聴者の方に分かりやすく伝えていくサービスでございます。その中のもので分かりやすい例としては、手話CGがございます。手話は人間が行うものですので、非常にコストもかかりますし、皆様がお使いになる際も非常に限られた機会にしかお使いになれないかと思いますが、手話をCGで瞬時に行うことが出来ないかという研究をしております。気象情報などは比較的使われる言葉が限られておりますので、気象情報手話CGというものを放送技術研究所のホームページにも公開しておりまして、関東一都六県から地域を選んでいただくと、最新の気象情報をCGのお姉さんが出てきて教えてくれるというものです。また、例えばスポーツ競技でよく使われている言葉などをAI等を使って学習させ、低コストで手話 СGが生成できないかといった研究を進めているところでございます。

ユニバーサルサービスには大きく3つの柱がありまして、まず視覚に障害のある方を含む誰もが楽しめる新たなサービスを実現するため、スポーツ競技の進行を合成音声で自動発話する音声ガイド技術や、競技における特徴的な動きの情報を伝える技術の研究開発を進めて参ります。次に聴覚に障害のある方がスポーツ番組をより楽しんでいただけるように、スポーツ中継の競技関連データから試合状況の理解を手助けする手話CG生成技術の研究に取り組んでいくということでございます。最後の柱が、訪日外国人への情報提供なども含めて、外国の方にも分かりやすいような機械翻訳技術の研究を進めていくというものでございます。以上3つに取組んでいるとイメージしていただければと思います。

蛇足ではございますが、ここからは私自身の感想です。8 Kであったり高音質であったり技術が進んでいくということは、今申し上げた他のアプローチとして、もしかしたら皆様にお楽しみいただけるものに近づいていくと思っております。例えば、フィギュアスケートなどでも現場に行くと、「ガッ」というエッジの音が聞こえたりします。そういうことも放送でお届けできるようになれば、視覚に障害がある方もよりお楽しみいただけるかもしれません。また、かつてスペインで視覚障害の方たちのグループが劇場でフラメンコを楽しんでいる姿を見たことがございます。音や空気感などで十分にフラメンコを楽しんでいらっしゃる姿を拝見して、私共が技術を進めていくことが、よりユニバーサルな楽しみ方に近づいていくことかなと感じました。これからも頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

#### (石田副座長)

有難うございました。

それでは最後に、千葉県商工会議所連合会の天野様よろしくお願いします。

#### (天野氏)

千葉県商工会議所連合会の天野でございます。説明につきましては資料2つご用意させていただきました。

まず、「みんなで応援 千葉県経済団体協議会とは」の部分でございます。私どもは東京 2020大会の成功と、その取組を通じて活力ある地域社会を作るという、この2つを目 的に県内6つの経済団体が平成29年7月に設立しました団体です。活動の手引きの2ページには、構成団体6つが書いてございます。「おもてなし」、「機運の醸成」、「情報の発信」、この3つを活動の柱として取り組んでおります。

続けましておもてなしの活動についてでございます。活動の手引きの3ページをご覧ください。共生社会の実現に向けまして、すでに東京商工会議所、JR東日本などが推進しております「声かけサポート運動」を取入れまして、高齢者の方、障害のある方、外国人の方などが様々な場面で困っておられたり、助けを求めたりしている際に、積極的に声かけを行って、相手の方の求める範囲で手助けを行うなど、他の方を思いやる共助の心を養うということに着眼をして活動をしております。この「声かけサポート運動」を推進するために作りましたのが、活動の手引きでございます。これは4,000部作りまして、構成6団体それぞれの構成支部に配って、展開しております。この手引きの7ページの後に誰もが暮らしやすい社会を目指してという大変綺麗な印刷のページがございます。この部分は2020大会のスポンサー企業を中心としましたオリンピック・パラリンピック等経済界協議会様が監修されております。心のバリアフリーとサポート事例、こちらの印刷物を許可を頂きまして、装丁に入れております。ここで様々な場面、さまざまな事例を紹介する中で、少しでも声かけサポート運動がスムーズに推進できるようにという思いが込められております。

続きまして、「パラリンピックの会場を満員に」という部分でございます。先ほど委員の皆様からも御発言がありましたけれども、満員の会場で熱い応援をすることで、各国チームへの最高のおもてなしをしたいということがまず一つ。また、観に来るかたにってはまず競技を知って、試合を観戦して、学ぶことや感じること、そこが大事だと思っております。幕張メッセではパラリンピックでは4競技開催されます。この競技数は東京都に次ぐ数でございます。ゴールボール、シッティングバレーボール、テコンドー、車椅子フェンシングの4競技です。幕張メッセでは当該競技は40万席と伺っております。この40万席を私どもも経済界として、盛り上げて満員にするという取組を現在展開中でございます。その他の取組についてもご紹介したいと思います。今年の1月の森田知事の定例記者会

見でスポーツを応援するチーバくんという、新しいデザインのチーバくんがお披露目されました。3月18日に2020大会の500日前のイベントがありまして、この日を皮切りに私共経済界では、スポーツを応援するチーバくんと、県内開催競技チーバくんで県内をいっぱいにする取組を現在展開中です。資料の写真にもありますとおり、グッズを作成し、県内全域に展開しております。ステッカーについてはすでに2万2千枚、ミ二幟につきましては3,000本を数えておりまして、各企業の受付やカウンター、県内金融機関の窓口、ATMの周りにも貼っていただいております。このデザインだけ見てオリパラと想起するのは難しいとは思いますが、皆様の話題に上っていただくことで、県内で開催されること、8競技であること等を感じ取っていただきたいという活動でございます。

続きまして、先ほども少しご説明しましたが、声かけサポート運動の講習会を構成団体と関係団体の皆様に向けて、8月8日の午前中に開催する予定です。ここでは困っている方や助けを求めている方に対して、「何かお困りではございませんか」、「何かお手伝いしましょうか」といった、まずファーストコミュニケーションを取るということと、その後に具体的にどのようなことをするかという、大変初歩的ことではございますが、まずは声がかけやすい状況を作ろうという部分に主眼を置いて開催するものでございます。

それから、パラリンピック大会チケットの販売がこの夏予定されております。すでにオリンピックのチケットについては皆様ご関心が高く、ご覧になっていただいている通りでございますが、パラリンピックについてもチケットを買って、観戦や応援に行こうということを経済界の中から強く呼びかけて、皆様にお知らせするとともに、企業の経営者の皆様については、休暇の取得の促進等について声かけをしていく予定でございます。

続きまして、ここからは千葉商工会議所の取組を2つご紹介いたします。すでにご覧になられた方もいらっしゃるかと思いますが、大会の公式ロゴやエンブレムと、スポーツを応援するチーバくんのデザインのバナーフラッグを作成いたしました。千葉駅前通りをはじめとした5つの商店街で掲げております。期間は2020大会が終了するまでとなっております。また、他の千葉市内の商店街や、競技開催地である一宮町様にもお声をかけていくということも考えております。

最後に、ZOZOマリンスタジアム正面にオーロラビジョンという大きなビジョンがございます。ここを使いまして、7月26日の金曜日の楽天戦から9月いっぱい、千葉市や幕張メッセさんと協働でビジョンCMの放映をすでに開始しております。これは幕張メッセでは7競技が開催されることを皆様に広くお知らせするということでございまして、野球観戦に来る皆様は非常にスポーツに関する関心が高い、しかも会場はZOZOマリンのすぐ隣の幕張メッセですということで、会場にぜひ足を向けていただきたいというメッセージを込めて展開しております。以上でございます。

# (石田副座長)

皆様有難うございました。大変多様な取組について、ご報告が頂けました。 それではご報告の中で委員の皆様から御質問等ありますでしょうか。

# (植野委員)

参考に感じたことをいくつか述べさせていただきたいと思います。まず、気になることがいくつかありまして、ひとつはマークのことでございます。様々なマークがありますが、実は資料に記載されているもの以外にも沢山あります。来年にはオリンピック・パラリンピックで多くの方が集まりますが、その方々が多くのマークを見て迷ってしまうこともあるかと思います。関連する取組として、ロンドン五輪の際には、最初の柱がありましてボタンを押していくと誘導されて、目的のマークに辿り着くような工夫をしたと聞いております。沢山のマークをどのように効率よく選ぶのかということを、工夫する必要があるのかなと感じました。成田空港は空の玄関ですし、ディズニーランドには多くの人が集まります。そのような場所では一層工夫する必要があると思います。

もう一つですが、外国人が多く来る県内市町村があります。コミュニケーションに困る といった声も聞こえてきます。色々と自動翻訳ができる機械が出ているようですが、それ も上手く組み合わせながら、外国の方等が困らないような工夫が必要かなと思います。

また、少し話は逸れますが、数年前千葉県で障害者全国スポーツ大会が開催されました。 その時に行政のお力もお借りして、開会式等で君が代を手話で表現しました。今まで手話 通訳を頼んでいたようなことがあったようですけれども、千葉県の場合は聴覚障害当事者 が演じたということです。これは全国でも初めてのことでした。来年も何かいい形で障害 当事者がアピールできるような形に繋げていただければと思います。よろしくお願いいた します。

先ほど手話について、スポーツ関係の手話が決まっていないという話もありました。本当にそうだと思います。障害者のスポーツ、パラリンピック、デフリンピック等を網羅した手話というものを手話研究所が作成しまして、昨年冊子を発行しました。ボランティアに関するスポーツ手話も載っておりますので、参考にしていただければ幸いです。

#### (石田副座長)

有難うございました。その他、委員の皆様から御質問等ありますでしょうか。

#### (梶原委員)

2020大会開幕一年前として、2020スタジアムという番組が8月28日の午後7時30分から総合テレビで放送されますので、ご覧いただければと思います。千葉県の取組で御紹介いただきました、パラスポーツフェスタちばにもお越しいただければと思います。

# (石田副座長)

有難うございました。知事の御挨拶にもありましたけれども、いよいよ一年を切ったと ころですが、まさしくオリンピック・パラリンピックというものはこのような問題に対し て多くの方々が関心を持っていただく非常にチャンスでもございます。ぜひとも本日ご報告いただいた活動を推進していただき、皆様の印象に残るような大会が開ける年になればいいなと思っております。今日の会議につきましては皆様の御協力もあって、無事に少量出来ました。有難うございました。マイクを事務局にお返しします。

# (司会)

長時間にわたり有難うございました。以上をもちまして、本日の会議を閉会いたします。